

函館地方裁判所委員会（第37回）及び函館家庭裁判所委員会（第37回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

令和元年7月16日（火）午後3時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 阿部司，国立道子，佐藤祐介，島野潤一，弘末和也，布施雄士

家裁委員 阿知波健一，岩山勝則，川上裕子，神林真里，工藤千香，榊原敬，清野真理

兼務委員 齊木教朗，秋間俊一

説明者 函館地裁判事日野進司，同刑事訟廷管理官篠原光一，同事務局総務課長奥田一也，函館家裁首席書記官黒畑享三

庶務 函館地裁事務局総務課長奥田一也，同総務課課長補佐板倉照美，函館家裁事務局総務課庶務係長松藤篤

4 議題

裁判員裁判の運営と裁判所における広報活動について

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の選任及び委員長代理の指名

ア 互選により齊木委員が両委員会の委員長に選任された。

イ 委員長は地方裁判所委員会の委員長代理として布施委員を，家庭裁判所委員会の委員長代理として榊原委員をそれぞれ指名した。

(3) 前回テーマ「利用しやすい成年後見制度」について，前回以降の取組状況の報告

(4) 裁判員裁判の運営と裁判所における広報活動について

ア 裁判員裁判の運用に関する説明

(ア) 事件動向，裁判員選任手続の状況等

- ・ 事件動向（全国及び当庁の事件数、事件の特徴等）及び国民の参加状況
- ・ 裁判員経験者の評価
- ・ 国民の意識

- ・ 裁判員等選任手続の実施状況
- ・ 裁判員候補者の辞退率の上昇，出席率の低下の原因及び解消のための方策
- (イ) 公判，評議等に関する現状と課題及び対策について
 - ・ 核心司法，公判中心主義について
 - ・ 公判前整理手続の長期化について
 - ・ 刺激的な証拠の取扱いについて
 - ・ 評議の進行等について
 - ・ 判決書のあり方等について
 - ・ その他（守秘義務）

イ 裁判所における広報活動全般に関する説明

- (ア) 裁判員制度10周年広報行事関連
 - ・ 市民説明会の実施結果報告（説明会実施の広報を含む。）
 - ・ 街頭有線放送
- (イ) 出張説明会（出前講座）の実施状況
- (ウ) 団体見学の実施状況
- (エ) その他
 - ・ 夏休みキッズデイの企画，函館カルチャーナイトへの参加等
 - ・ 裁判所ウェブサイトによる広報

ウ 裁判員法廷，裁判員候補者待合室及び評議室の見学

(5) 意見交換

別紙のとおり

(6) 次回委員会について

ア 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催

イ 日 時 令和2年1月23日（木）午後3時

ウ テーマ 裁判所における安全確保（危害行為対策を中心として）

以 上

別紙 意見交換の概要

「裁判員裁判の運営と裁判所における広報活動について」

(委員長)

裁判員制度に関する御意見や御質問があれば伺いたい。

(委員)

裁判員制度は10年を経過して、一般社会に溶け込んできた印象がある。

経験者へのアンケート結果では「よい経験と感じた」との回答が多かったが、その理由を把握していれば教えていただきたい。逆に「よい経験と感じなかった」と回答した理由についても教えていただきたい。

(裁判所説明者)

当庁の裁判員経験者のアンケート結果を見ると、「裁判の仕組みが分かってよかった。」、「裁判官がどのように審理して判決しているのかを知ることができ、ニュースを見る目が変わり、社会の見方が広がった。」、「全員で話し合いながら、事実認定から量刑判断までのプロセスを一緒に経験できたことは非常に意義があった。」などの肯定的な意見をいただくことが多い。これらが「よい経験と感じた」と回答した理由の一翼を成しているのではないかと思われる。

一方、当庁においては、ここ数年のアンケート結果を見ると、「よい経験と感じなかった」と回答した裁判員経験者はいないため、その回答を選択した理由については分からない。

(委員)

裁判員裁判制度が開始され、刑事裁判に新しい風が吹き込んだ印象がある。

裁判員裁判における判決は、市民の社会常識が取り込まれた判決であることがもっと社会に伝わっていけば、制度に対する市民の関心や裁判員への参加意識を高めることができるのではないかと。

現状では、守秘義務の対象が理解しづらく範囲も広すぎると思われる。これを改善して分かりやすく、もっとオープンなものにすれば、一層よい効果を生むこととなるのではないかと。

(委員)

函館管内の裁判員候補者名簿には何名程度が登録されているのか教えてほしい。

また、そこから6名の裁判員が選任されるまでの流れを教えてほしい。

(裁判所説明者)

本年度の函館地方裁判所の裁判員候補者名簿には、1600人が登録されている。

候補者名簿に登録された時点で通知をするが、その後、実際に裁判員裁判が行われることが決定された都度、この名簿登録者の中から抽選を行い、120～160人程度の方が呼び出すべき裁判員候補者となる。そのうち事前の申出により辞退が認められている方（高齢者・重病人等）以外の裁判員候補者に、裁判員選任期日に参加していただくための通知書を郵送する。

選任期日通知後に辞退希望の申出される方もおり、最終的には25～30人強ほどの裁判員候補者の方に来庁していただいている。来庁された方々の中からコンピューターによる抽選を行い、裁判員6人と補充裁判員2ないし3人を決定している。

（委員）

6人の裁判員と2人の補充裁判員を選任するために、25人程度の候補者に来庁していただく必要性については、まず、検察官と弁護人は、理由なしで5人の候補者を不選任とする権利をそれぞれ有しており、10人が除外される可能性がある。さらに、来庁される方の中には、辞退を申し出るために来庁する方も7～8人程度存在する。これらのことから、補充裁判員も含め、確実に8人を確保するためには、25人程度の方以上に来庁していただく必要がある。

（委員長）

裁判員裁判に参加するにあたり、仕事を休まなくてはならない場合もあるかと思うが、各職場での休暇制度など御紹介いただきたい。

（委員）

私が勤務している会社では、裁判員制度の開始に合わせて休暇制度を新設したため、選任されれば休暇が取得できる環境にはある。ただし、実際に選任された社員は今のところ存在しない。

（委員）

私が所属する法人会女性部会の会員については、私も含め、裁判員裁判については報道されている程度しか知識がない状況であった。

（委員）

出張説明会を大学において開催するとのことだが、その他の場所で開催したことはあるか。

（裁判所説明者）

昨年には、中学校の保護者会に刑事部裁判官を派遣して説明会を開催した実績などがある。また、本日、市内中学校から70人程度の生徒を対象とした説明会の申込みがあった。

(委員)

出張説明会について、日常的に広報しているのか。

(裁判所説明者)

中学校や高校、企業や経営者団体等にチラシを送付するなどしている。一部の学校の先生に対しては、直接説明に伺うことなどもしている。裁判員制度に関するもののみならず、例えば調停手続など、裁判所の各種手続に関する出張説明会等の広報活動を行っているが、全体的に見ればまだまだ広報に関しては不足していると感じている。

(委員)

裁判員裁判制度は、20歳以上の大学生であれば知っておかなければならない社会制度であるため、大学生に対して積極的な広報を行っていただきたい。

大学のカリキュラムが厳しくなっており、大学生を課外授業に出しづらい状況にある。裁判所が大学の中に入り込んで行う広報、例えば、裁判所の担当者が大学の授業に参加する方法なども御検討いただき、大学への広報努力を続けていただきたい。

学生は、知識を吸収する機会を通して、同時に思想・信条も形成していくが、一部の学生は裁判員制度の知識を得る中で制度反対の思想・信条を形成していく者も出てくるものと思われる。裁判員制度に対して強く反対する思想・信条を有する者が、裁判員候補者となった場合、選任手続において影響があるのか。また、配慮がなされるのかについてお伺いしたい。

さらに裁判員の安全性がどのように確保されているのかをお伺いしたい。傍聴人が裁判員のストーカーとなった事実などはないのか。

(裁判所説明者)

候補者の方から提出していただく書面に、裁判員制度に反対である旨の記載があれば、そのような考えをお持ちの方であることが把握できる。

基本的には、思想・信条を理由に選任手続から形式的に除外されることはないため、検察官や弁護士による「理由なし不選任」の対象とならなければ、抽選により裁判員となる可能性はある。なお、「制度に反対なので、公平な判断をしない」といった意見を表明されている場合は、「公平な判断を行わない可能性がある」という点が重視され、「理由なし不選任」の対象となる可能性は高くなると思われる。

(裁判所説明者)

裁判員の安全確保については、必要に応じて所持品検査を実施し、危険物を持ち込ませないようにして裁判を開廷するようにしている。

裁判員の退庁時には、職員を配置して、敷地を出るまでの間に接触や危険が及ばないように見守るなど、裁判員が安全に帰宅できるよう最大限に配慮している。

また、裁判所の敷地を出て自宅に向かうまでの間、あるいは帰宅後に心配や不安を感じられた場合は、すぐに裁判所に御連絡いただければ、安全確保のための手配ができるようになっている。

その他、裁判員の氏名を公表しないなど、法律上も実際の運用上も裁判員のプライバシー保護は徹底しており、裁判員へ圧力をかけるような行動も法律で禁止されている。

このように裁判員の安全確保については、制度的に何重もの保護がなされ、安全確保に力を入れている。

(委員)

裁判所としては、まず反対する理由をしっかりと掘り下げてお聞きして、それが不安や疑念に基づくものである場合は、丁寧な説明を行い当人の不安や疑念を払拭するように働きかけることが重要と思われる。

例えば、安全が確保されていないから反対といった意見をお持ちの方には、裁判所が安全確保について最大限の配慮を行っていることなどを説明し、安心して御参加いただきたいと働きかければ、制度に対する信頼が生まれ、辞退することなく選任手続に参加していただけるのではないかと。

裁判員の安全確保は裁判所としてもファーストプライオリティであり、最優先で守らなければならない事項である。本日見学していただいた法廷や評議室も、傍聴人等と接触しないように専用廊下を通して入室する構造となっている。また裁判員への接触は法律上禁止されている。

理由なしで反対というのであれば取り付く島もないが、理由をお持ちなのであれば、その理由をお聞きして適切に対応することが、辞退率低下や参加率向上などの改善効果を生み出すことになると考える。

(委員)

裁判員のメンタル面でのケアを行う制度などは存在するか。

(裁判所説明者)

メンタルヘルスサポートという制度があり、裁判員の方々には、全国にあるそのサポート窓口自由に連絡していただき、御利用いただけるようになっている。

(裁判所説明者)

メンタルヘルスサポートは裁判員に選任された時から退任した後までも無料で利用できる。
このことは裁判員に選任された段階でパンフレットをお渡しして周知している。

なお、相談における守秘義務は、相談を受ける側が負うため、裁判員は守秘義務や相談内容を気にせずに、安心して相談していただくことができる。

その他、何かあれば裁判官や裁判所職員に気兼ねなく相談していただくようお願いしている。

(委員)

「理由なし不選任」については、検察官や弁護人に権利上認められており、本来的にはアメリカで人種的な公平さを保つために考えられていた制度なのではないかと考えられるが、日本の弁護人側の実態としては、理由なしで不選任とすることはほとんどない。ただし、例えば当日の質問状に裁判員制度に強い反対意見や不安感を持っていることが記載されている場合は、私が主任弁護人であれば、「理由なし不選任」を行使する可能性が高い。そこまで強い抵抗感や不安感を有している方に、裁判員裁判を担当していただく必要はないと感じられるからである。